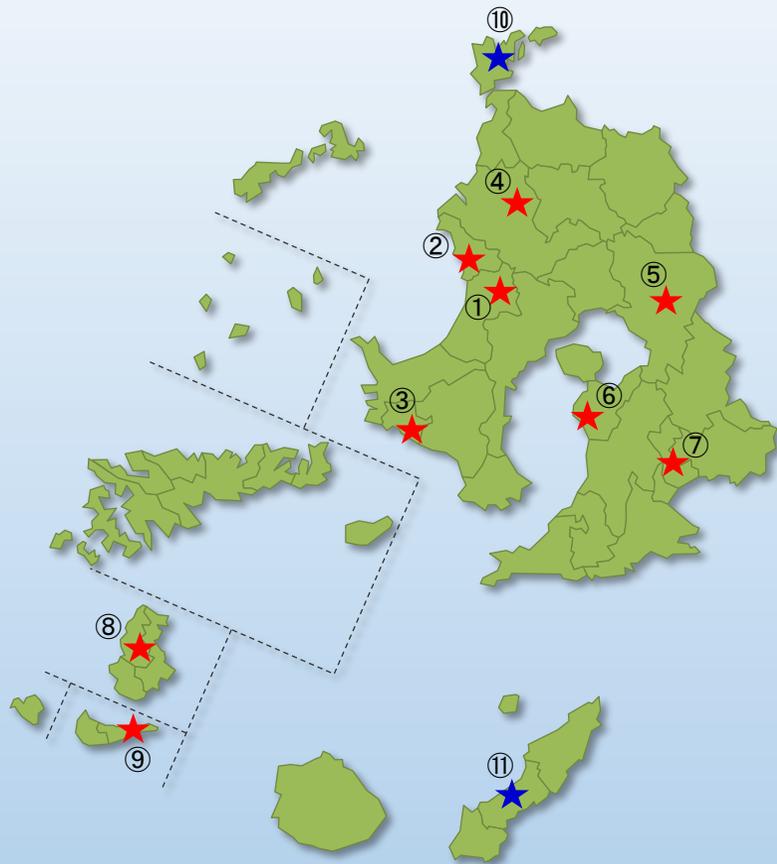




# 令和4年度 農地中間管理事業活用 優良事例集



令和5年3月



公益財団法人鹿児島県地域振興公社  
(鹿児島県農地バンク)

# 目次

地区名	取組	特徴
① 日置市東市来町 田代地区	機構関連農地整備事業により遊休農地を解消し、担い手法人に経営継承	市バンク推進員 人・農地プラン 中山間 機構関連整備事業
② いちき串木野市 川南地区	基盤整備を契機とした水田の高度利用と農地集積等による担い手の確保・育成	地元リーダー 集落営農法人 県営基盤整備事業
③ 枕崎市 山崎地区	隣接地区から影響を受けて、地域集積協力金事業に取り組む	地元リーダー 市バンク推進員 県営基盤整備事業
④ 薩摩川内市東郷町 荒川内地区	機構関連農地整備事業を導入し耕作放棄地の解消と担い手確保を目指す	地元リーダー 市バンク推進員 機構関連整備事業
⑤ 霧島市 霧島永水牧神地区	地元出身の市バンク推進員の活躍で、バンク活用率50%超を達成	市バンク推進員 中山間
⑥ 垂水市 田神古川地区	新規参入法人が市と包括連携協定を締結し、遊休農地を解消	市バンク推進員 農業委員会 新規参入法人 遊休農地解消
⑦ 曾於郡大崎町 有村下地区	先行地区での機構関連農地整備事業への取り組みが波及	基盤整備推進委員 中山間 機構関連整備事業
⑧ 大島郡天城町 三京地区	農業委員等と連携し地域集積協力金の獲得に取り組む	農業委員会
⑨ 大島郡和泊町 伊美地区	畑地かんがい整備を契機に「やみ小作」から農地バンクへの貸借に変更	人・農地プラン 農業委員会 やみ小作解消 県営基盤整備事業
⑩ 出水郡長島町役場の取組紹介	集落長会を起点とし優良事例情報の波及を図る	—
⑪ 熊毛郡中種子町役場・農業公社が連携	町役場と(公財)種子島農業公社が連携して農地集積を推進	—

農地中間管理事業活用者(担い手)からの“感謝のメッセージ”

ひおきし ひがしいちきちょう たしろ  
**① 日置市東市来町田代地区**

市バンク  
推進員

人・農地  
プラン

中山間

機構関連  
整備事業

**機構関連農地整備事業により遊休農地を解消し、担い手法人に経営継承**



**取組のポイント**

- ✓ 田代地区推進委員会と市バンク推進員を中心に、農地の出し手・受け手に対して事業制度を周知し、遊休農地を含んだ取組範囲とすることで、遊休農地解消に貢献
- ✓ 受益面積を初期構想の1/4にすることで、早期に担い手法人に集積・集約化を実現

**地区の概要**

- ・日置市北部の中山間地に位置する50haの水田地帯で普通水稻や飼料作物等を栽培している。
- ・1区画当たりの平均面積が10aと狭小で、施設も老朽化し維持管理に労力を要している。また、高齢化による遊休農地化も進んでおり、大区画化と担い手確保が課題となっている。

**取組の内容**

- 令和元年に話し合いを開始し、行政を加えた地域の話し合い活動を重ねた結果、区画整理の早期着工を目指すため、事業範囲を2団地13haに限定し、令和3年度に概ね契約同意を得た。
- 受益地内には、かなり荒廃が進んだ農地も存在したが、推進委員会により、雑木等の伐採の適正管理後に利用権設定を行い、一体的に整備することで効率の良い区画整理計画とした。
- 機構関連農地整備事業に取り組むことにより、令和3年度に人・農地プランを実質化し、令和4年度に地域集積協力金の申請を行った。
- 令和5年度事業採択、令和7年度には着工し、認定新規就農者を育成しながら、令和17年度には担い手法人を中心に目標集団化率・収益向上の達成を目指す。

**関係機関の取組**

～地域段階推進チーム～

日置市農地整備課・農林水産課

- 契約申請手続き総括
- 人・農地プラン実質化
- 市バンク推進員の戸別訪問による同意徴収

農業委員会

- 農地情報提供・相続未登記農地の調査

田代地区推進委員会

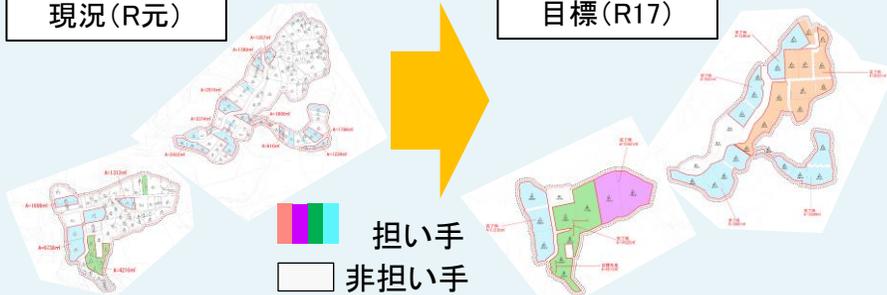
- 制度の周知
- 申請書類受付

連携・情報共有

**取組計画**

現況 (R元)

目標 (R17)



## ② いちき串木野市川南地区

地元  
リーダー

集落営農  
法人

県営基盤  
整備事業



いちき串木野市  
川南地区

# 基盤整備を契機とした水田の高度利用と農地集積等による担い手の確保・育成

### 取組のポイント

- ✓ 基盤整備を契機に地域農業が持続的に発展する仕組みを構築
- ✓ 水田フル活用に向けた集落営農「夢ファーム大里」の設立と担い手の育成
- ✓ 地域集積協力金(31.7ha, 8,439千円)を活用し「夢ファーム大里」に大型農業機械を導入

### 地区の概要

- ・いちき串木野市の南部に位置する水田地帯で、区画狭小で排水不良の農地(46.9ha)を大区画化(10a→60a)し暗渠排水工事等を実施(H25年度基盤整備着手, R4年度完了)
- ・R元年度には、農地を守り将来の地域農業の安定を目指すため「夢ファーム大里」を設立

### 取組の内容

- ① 地域での話し合いを重ね整備後の農地活用を図るとともに、担い手の育成・確保を検討
- ② 「夢ファーム大里」や新規の担い手農家に農地を集積し、表作の水稻・WCS・加工用米や裏作のレタス・大麦の生産拡大を図り農地を有効活用
- ③ 後継者の確保が図られるよう、地域内の連携体制を確立し、将来のリーダーを育成

### 関係機関の取組

～地域段階推進チーム～

いちき串木野市農政課

- 契約申請手続き総括
- 地域集積協力金制度周知

農業委員会

- 農地情報の提供
- 貸出者、借受者の調整

川南地区営農推進協議会  
川南地区農地集積組合  
夢ファーム大里

- 地域課題解決に向けた話し合い
- 担い手確保の取り組み
- 貸出者、借受者の調整

連携・情報共有



取組の成果

区分	担い手 経営面積	担い手 農家戸数	担い手の平 均経営面積
整備前(R1)	0.8ha	1戸	0.8ha
整備後(計画)	26.9ha	6戸	4.5ha

まくらざき し やまさき  
③ 枕崎市山崎地区

地元  
リーダー

市バンク  
推進員

県営基盤  
整備事業

近隣地区から影響を受けて、地域集積協力金事業に取り組む



取組のポイント

- ✓ 近隣地区の地域集積協力金交付事業の取り組みに影響されて、地域リーダー（公民館長）から市に事業説明会の開催要望があった。
- ✓ 地域リーダーと役員、市バンク推進員を中心に事業の周知と参加を働きかける。
- ✓ 市が地域集積協力金の要件説明や申請に必要な手続きを支援し、事業の推進を図った。

地区の概要

- ・枕崎市東部に位置する畑地帯で、茶や原料用かんしょ・露地野菜等を栽培している。
- ・平成6年度にほ場整備が終了し、畑かん施設も整備された条件の良い地域である。
- ・平成30年度から水土里サークル活動（山崎環境保全会）に取り組んでいる。

取組の内容

- 令和4年6月、事業説明会を開催し、地域集積協力金の要件等について説明
- 年度内の事業申請に向けて地域リーダーと役員、市バンク推進員等が所有者や耕作者の事業取り組みに向けた意思確認や、耕作者マッチングなどの調整を実施し同意を徴取
- 市では農地中間管理事業に必要な事務手続きを支援し、農地の集積や担い手への集約に努めるとともに、スケジュール管理を行い年度内に地域集積協力金（約15百万円）を交付

関係機関の取組

～地域段階推進チーム～

枕崎市農政課

- 契約申請手続き総括
- 事業スケジュール管理
- 市バンク推進員による地区への支援

農業委員会

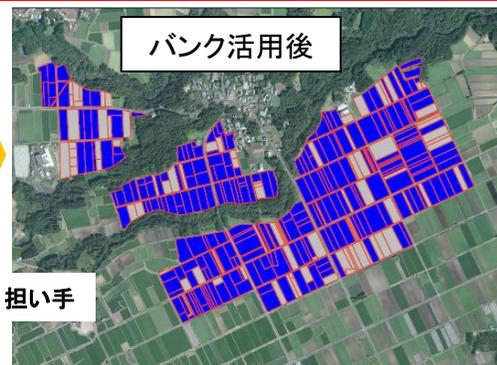
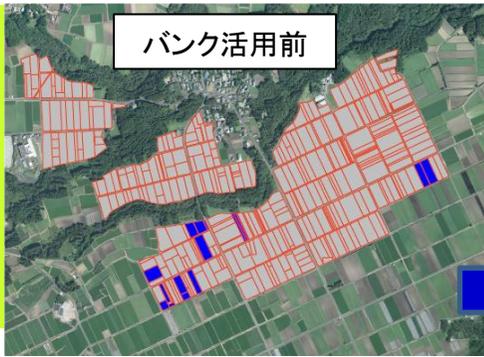
- 農地情報提供
- 耕作者マッチング

山崎環境保全会

- 事業の周知
- 耕作者マッチングや同意獲得
- 申請書類受付

連携・情報共有

取組の成果



区分	バンク活用面積	担い手への集積面積	担い手への集積率
バンク活用前	2.6ha	2.6ha	0.3%
バンク活用後	56.6ha	51.7ha	79%

※ 山崎地区 全体面積65.1ha

# ④ 薩摩川内市東郷町荒川内地区

地元  
リーダー

市バンク  
推進員

機構関連  
整備事業

## 機構関連農地整備事業を導入し耕作放棄地の解消と担い手確保を目指す



### 取組のポイント

- ✓ 地元リーダーのリーダーシップによる着実な話し合い活動を行った。
- ✓ 地区内に担い手農家が少ないため、隣接地区の集落営農組織や担い手農家を農地の受け手として確保することが取組みました。

### 地区の概要

- ・薩摩川内市役所東郷支所近くの川内川右岸に位置する24.6haの水田地帯で、主に普通期水稻が栽培されている地区である。
- ・1筆の平均面積が6.4aと狭小で湿田も多く、担い手農家も少ない。高齢化により耕作放棄地も増加してきたため、地元リーダーを中心に整備事業等への取組みについて検討を始めた。

### 取組の内容

- ① 令和元年頃に具体的な基盤整備の検討を始め、当初12.6ha(200筆)を対象に基盤整備準備組合を設立。また、この年から農地バンクとの契約推進等の取組がスタートした。
- ② 令和2年度には隣接する下流側12haでも基盤整備を望む声があり、一体的に取り組むこととした(追加地区を含めると24.6ha)。
- ③ 令和3年度末には、事業対象地区全体の事業同意率が98%に達し、担い手農家として隣接地区農家も含め6経営体を選定し、農家の意向を考慮した高収益品目候補も選定した。
- ④ 令和4年度に事業対象エリア・担い手・営農計画を確定し、機構関連農地整備事業の令和5年度採択を目指している。また当地区での農地バンクとの契約期間は、20年の設定となっている。

### 関係機関の取組

～地域段階推進チーム～

連携・情報共有

**薩摩川内市役所**  
 耕地林務水産課  
 農業政策課  
 畜産営農課  
 農業委員会

- 整備事業の総括と推進
- 市バンク推進員の戸別訪問による貸借契約の推進
- 相続未登記農地の調査

支援

東郷荒川内地区基盤整備推進組合

- 地元リーダーによる話し合い活動
- 事業への理解促進活動
- 合意形成の推進

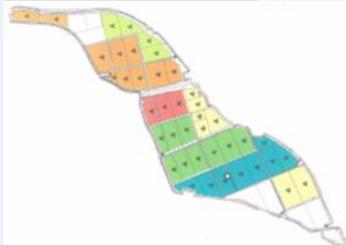
### 取組計画

現況 (R3年度)

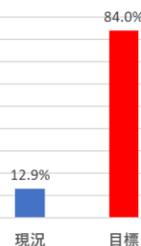


担い手  
非担い手

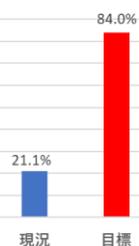
目標 (R17年度)



担い手への集約化率



集団化率



生産額(千円)



きりしま し きりしま ながみずまきがみ  
**⑤ 霧島市霧島永水牧神地区**

市バンク  
推進員

中山間

**地区出身の市バンク推進員の活躍で、バンク活用率50%超を達成**



**取組のポイント**

- ✓ 市(本庁・霧島総合支所)及び関係機関による説明会開催以降、地元での農地中間管理事業推進に向けた気運が高まり、農地バンク活用率が59%になった。
- ✓ 市バンク推進員2名が地元出身であることから、地元の利を活かした綿密な戸別訪問を精力的に実施し、スムーズな利用権設定を行った。

**地区の概要**

- ・霧島市の中心部からやや南東部の中山間地に位置する、18ha規模の畑地帯である。昔は桑園が多かったが、現在は主に茶・飼料作物等が栽培されている。
- ・担い手農家数は、茶3戸、肉用牛1戸、露地野菜・水稻1戸、麦類・豆類1戸の合計6戸である。

**取組の内容**

- ① 令和4年3月に地元説明会開催(農地中間管理事業、地域集積協力金等の説明)
- ② 令和4年度重点推進地区に設定し、地元出身の市バンク推進員が足しげく所有者・担い手宅を訪問し、膝を交えて10年後の地域農業・農地を語り、バンクへの貸し付けを推進した。
- ③ 令和4年度に機構集積協力金(地域集積協力金)の交付を受け、鳥獣被害対策等に使用予定
- ④ 今後、農地中間管理事業の周辺地域への拡大と新たな担い手の確保を図る。

**関係機関の取組**

～地域段階推進チーム～

霧島市農政畜産課

連携・報共有情

霧島総合支所市民生活課

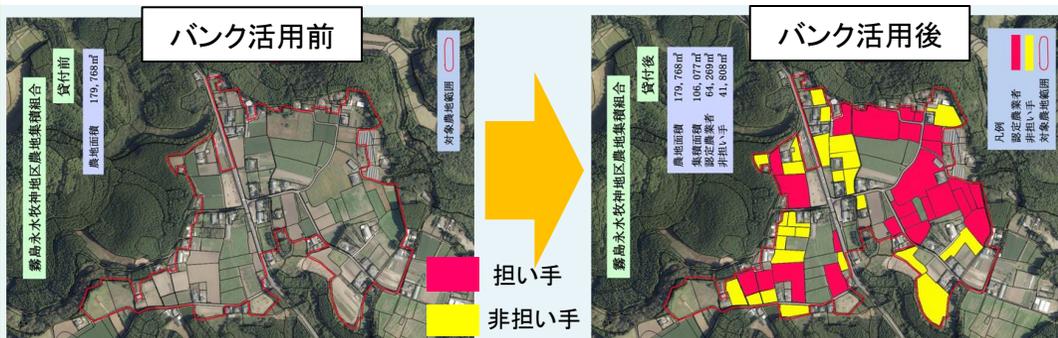
連携・情報共有

農地集積組合(担い手)

- 制度の周知
- 申請書類受付

市バンク推進員による  
個別推進

**取組の成果**



区分	貸付面積	バンク活用率	担い手への集積面積	担い手への集積率	担い手の平均経営面積
バンク活用前	0ha	0%	0ha	0%	—ha
バンク活用後	10.6ha	59%	6.4ha	36%	1.1 ha

たるみずし たがみ ふるかわ  
**⑥ 垂水市田神古川地区**

市バンク  
推進員

農業  
委員会

新規参入  
法人

遊休農地  
解消



**新規参入法人が市と包括連携協定を締結し、遊休農地を解消**

**取組のポイント**

- ✓ 新規参入法人による遊休農地の再生と自給飼料の生産
- ✓ 市バンク推進員と農業委員の戸別訪問による同意徴取

**地区の概要**

・垂水市中西部の水田地帯に位置し、住宅地に隣接する田神古川地区は、5a程の不整形な水田が多く荒廃化が進みつつあり、その解消が課題となっていた。

**取組の内容**

- ① 南州エコプロジェクト株式会社(肝属郡錦江町)は、遊休農地を活用した国産自給飼料の生産を始めることとした。
- ② 令和3年11月、同法人と市は、「畜産飼料等生産向上包括連携協定」を締結した。
- ③ 令和4年7月、市が開催した所有者説明会に同法人も同席し、事業計画を説明
- ④ 市バンク推進員と農業委員が戸別訪問により同意徴取に奔走し、令和4年12月開始期で地区内3.4haのうち2.8haに使用貸借による5年間の中間管理権を設定した。
- ⑤ 市の荒廃農地再生事業を活用し、令和5年1月、自力で遊休農地を解消。今後は、畦畔除去による大区画化を行い、濃厚飼料用作物の生産を開始する。更に、協定を結ぶ他の市町でも農地バンクを活用し、生産を拡大していく。

**関係機関の取組**

垂水市農林課

- 契約申請手続き総括
- 説明会の開催
- 制度の周知
- 戸別訪問による同意徴取

農業委員会

- 制度の周知
- 農地情報の提供
- 戸別訪問による同意徴取

土地改良区

- 地区情報の提供

南州エコプロジェクト株式会社

- 遊休農地の解消

連携情報共有

**取組の成果**

バンク活用前



バンク活用後



区分	担い手への集積面積	集積率	担い手の平均経営面積
バンク活用前	0ha	0%	-
バンク活用後	2.8ha	83.4%	2.8ha

そ お ぐ ん お お さ き ち ょ う あ り む ら し た  
**⑦ 曾於郡大崎町有村下地区**

**基盤整備  
推進委員**

**中山間**

**機構関連  
整備事業**



**先行地区での機構関連農地整備事業への取り組みが波及**

**取組のポイント**

- ✓ 将来の地区の姿を考えたとき基盤整備が必要との機運を醸成
- ✓ ほ場整備推進委員会で話し合いを重ね、推進委員が同意徴取に奔走
- ✓ 農家負担を伴わない機構関連農地整備事業の活用による基盤整備及び農地集積を推進

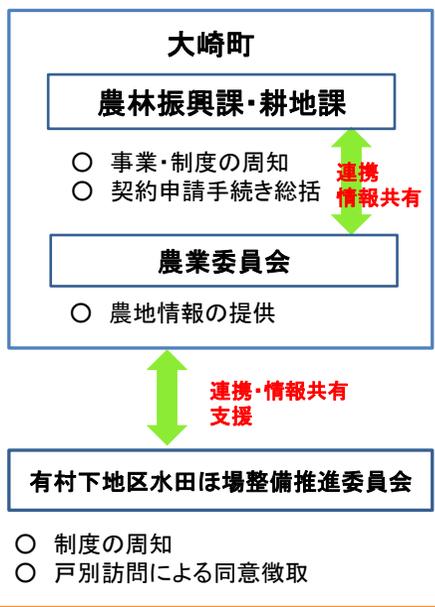
**地区の概要**

- ・大崎町南部の持留川西岸に位置する11haの水田地帯で、主に早期水稻とWCSが栽培されている。
- ・1区画当たりの平均面積が7aと狭小で農道も狭く、大区画化と担い手確保が課題となっている。

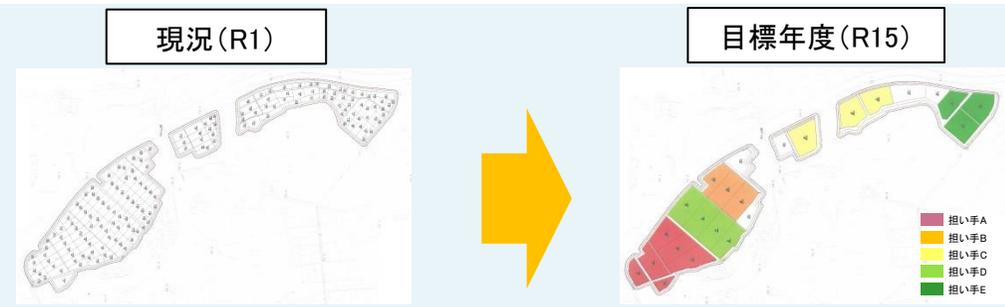
**取組の内容**

- ① 町内では、益丸地区が先行して機構関連事業に取り組んでおり、当地区でも、孫子の世代へ整備された農地を残したいと基盤整備の機運が高まった。
- ② 平成30年度、ほ場整備推進委員会を設立し、集落説明会やアンケートを実施。看板や三角柱を設置するなど、事業の啓発を図った。
- ③ 町内及び近隣市町の対象者への同意徴取に推進委員が奔走し、20年間の中間管理権が設定された。
- ④ 令和4年度に事業採択され、令和10年度の完了を目指す。今後、換地委員会を設立し、収益率向上に向けた話し合いを進める。

**関係機関の取組**



**取組の成果**



区分	担い手への集積面積	担い手への集積率	担い手の平均経営面積
現況	0ha	0%	0.2ha
目標年度	9.34ha	86.5%	0.5ha

**農業委員等と連携し地域集積協力金の獲得に取り組む**



**取組のポイント**

- ✓ 説明会と巡回訪問において、地元農業委員等と農業委員会事務局が連携し説明と推進に取り組んだ。
- ✓ 地域集積協力金の獲得を視野に、集積に取り組んだ。

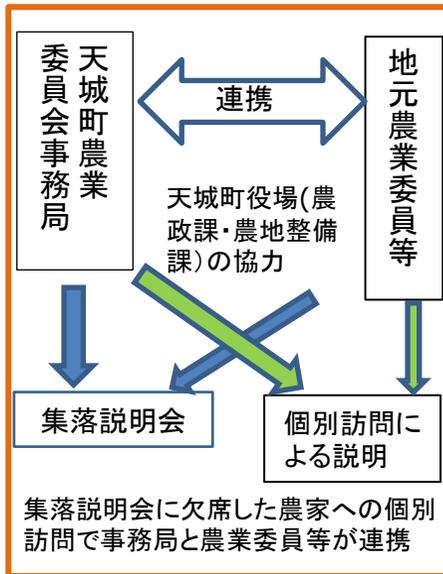
**地区の概要**

- ・徳之島ダムの少し上流側に位置し、徳之島の中では内陸部に当たる。また、地区内ではさとうきび以外にお茶や飼料作物等が栽培されている地区である。
- ・地区内に担い手農家は比較的多く、すでにある程度は集積されているものの、書面によらない貸借契約も存在し、農地の集約や政策支援が受けられない点が課題となっている。

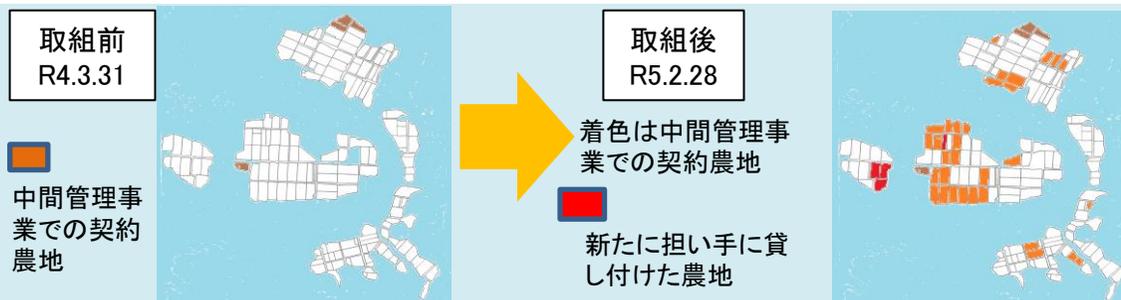
**取組の内容**

- ① 天城町では地域集積協力金と結びつけながら、地区ごとに農地中間管理事業の推進に取り組んできた。農業委員会では、R4年度の重点地区に三京地区を設定し取り組むこととした。
- ② 説明会に向けた連絡票の約1/3が宛先不明で返送されるなど困難もあったが、まずは参集可能な人へ説明を行い、順次情報収集に努め対象者を拡大しつつ取り組んだ。
- ③ R4年11月に地区公民館で、農業委員会主催による農地中間管理事業と地域集積協力金に関する農家への説明会を開催した。
- ④ 農業委員等が説明会への参画と説明会欠席者への巡回説明を農業委員会事務局と一緒に行うことで、農家の理解促進とスムーズな契約成立に貢献した。

**関係機関の取組**



**取組の成果**



天城町三京地区における農地中間管理事業による農地貸借面積

取組前の面積 R4.3.31	取組後の面積 R5.2.28
1.49ha(5筆)	15.48ha(37筆)

※三京地区の面積63.2ha

おおしまぐん わどまりちやう い み  
**⑨ 大島郡和泊町伊美地区**

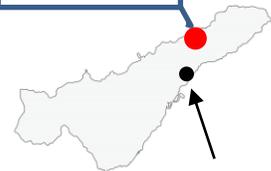
人・農地  
 プラン

農業  
 委員会

やみ小作  
 解消

県営基盤  
 整備事業

伊美地区



和泊町役場

**畑地かんがい整備を契機に「やみ小作」から農地バンクへの貸借に変更**

**取組のポイント**

- ✓ 担い手が経営する「やみ小作」面積の2/3を農地バンクによる利用権設定に切り替えた。
- ✓ 伊美地区事業推進協議会と町農業委員会を中心に、出し手・受け手に対する制度周知及び同意徴取に奔走した。

**地区の概要**

- ・町北東部に位置する70.3haの畑地帯で、さとうきび、さといも、飼料作物、花き等を栽培している。
- ・区画整理は完了しほ場の条件は良くなったものの、水源に乏しく、農道の浸食も著しく、土壌の地力低下・硬盤化が進んでいる状況にあり、整備事業の導入に取り組むこととした。

**取組の内容**

- ① 平成28年度に農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業(畑地帯担い手支援型)により、畑地かんがい、農道、土層改良の整備に併せて、担い手への集積目標50%以上に着手した。
- ② 集積目標達成のため、まずは現況でデータの無い「やみ小作」の状況を聞き取り調査により洗い出し、地元の推進協議会と町農業委員会を中心に担い手への集積を丁寧に進めていった。
- ③ 整備事業と連携した取り組みにより、令和元～2年度に地域集積協力金を交付申請、令和3年度に人・農地プランを実質化した。目標年度(完了年度)である令和5年度を待たずに、令和4年度に担い手への集積要件以上の集積率58%を達成した。

**関係機関の取組**

～地域段階推進チーム～

和泊町耕地課・経済課

- 事業制度の説明
- 営農計画の指導
- 人・農地プラン実質化

農業委員会

- 申請書類受付・契約手続総括
- 農地情報提供・相続未登記農地の調査
- 担当農業委員等の戸別訪問による同意徴取

伊美地区事業推進協議会

- 制度の周知

連携・情報共有

**取組の成果**

**担い手の契約状況**

やみ小作  
 14.7ha

平成27年度  
 令和4年度



**担い手への集積**



# ⑩ 出水郡長島町役場の取組紹介

## 集落長会を起点とし優良事例情報の波及を図る

### 取組のポイント

- ✓ 集落長会で農地中間管理事業と地域集積協力金について説明し周知が図った。
- ✓ 取り組み希望のあった集落を重点的に支援し、協力金の効果を具現化した。
- ✓ 先駆集落の情報が他集落の集落リーダーや農業委員に伝わり、取組希望集落が増加したことから、転貸面積の急速な増加に繋がった。

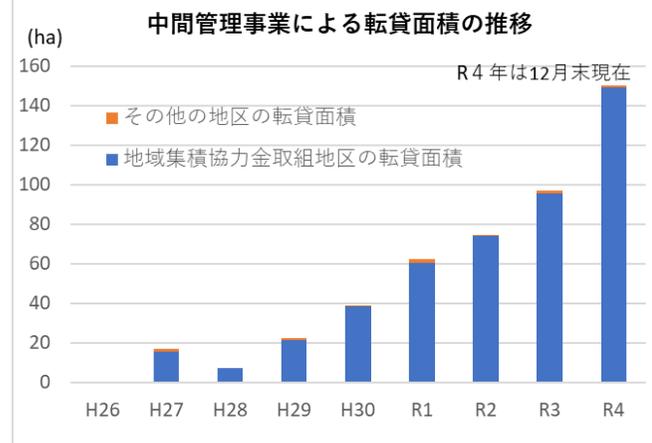
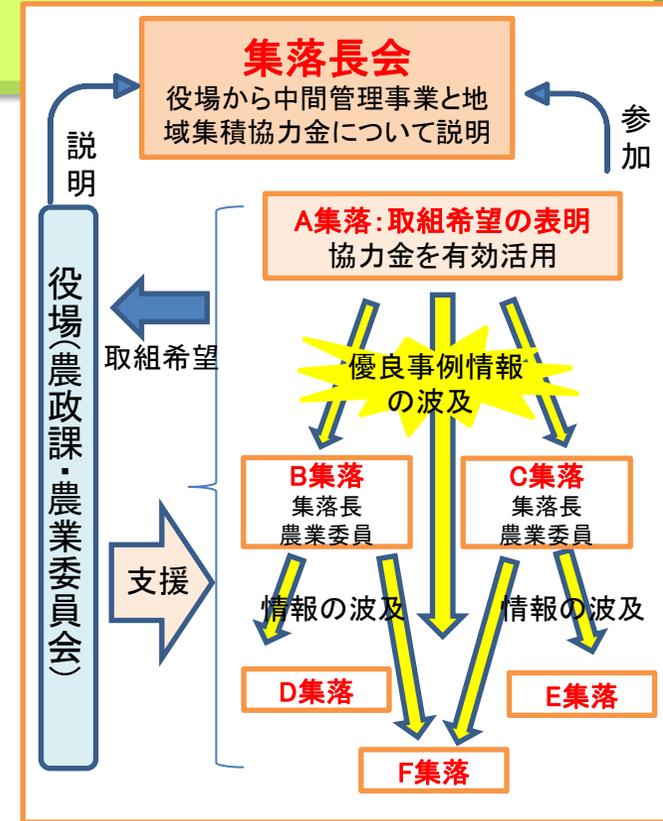
### 長島町農業の概要

- ・長島町は県の北西部に位置し、赤土バレイショで県のブランド産地指定を受けた、畑作を中心とした農業地帯である。
- ・農林業センサスによると農業集落数64、総農家戸数1,088戸、経営耕地面積1,060haで、販売農家率は県全体より10数%高く、担い手農家も多い農業の盛んな町である。
- ・集落での話し合い活動は、県全体と比較すると寄合の回数も多く、農地の保全活動への取り組みも比較的良好である。
- ・耕地面積に占める農地バンクとの契約率は、県内市町村のなかで4位の27.9%(R4年12月現在)である。

### 取組の内容

- 1 最初の取組  
集落長を集めた会で、役場から農地中間管理事業と地域集積協力金について説明をおこなったところ、「是非取り組みたい」と集落から町に相談があった。
- 2 取組を希望した集落のリーダーと、協議した主な事項
  - ・地域集積協力金事業の対象エリア
  - ・地域集積協力金の交付要件および協力金を獲得できる見込みについて
  - ・地区内農家への説明方法
  - ・取り組みに必要な地区の世話役となる複数の役員の確保方法
  - ・交付される地域集積協力金の受け皿組織の確認と協力金の使途

### 取組の内容



### 3 地区の状況整理

- ① 事業対象エリアの図面(航空写真等)の準備
- ② ほ場を巡回し、航空写真等との齟齬に関する調査
- ③ 現地調査結果を加味した対象エリアの白地図(地番・所有者名入り)を準備
- ④ 対象地区内の登記要約書を取得し、登記情報と現地調査結果との整合性をチェック
- ⑤ 住民基本台帳・農家台帳をもとに所有者情報(生存or故人, 居住地)を整理
- ⑥ 白地図に実際の耕作者, 貸している場合は貸借の条件(賃借料等)や事業に賛同いただけそうか否かの記入を地区リーダーに相談し依頼
- ⑦ 記入を依頼した白地図を回収し整理。事業参加予定者ですでに農地バンク以外で貸借契約がある場合は、現契約を解約し農地バンクへ契約の切り替えを勧める。

### 4 地区説明会の開催

農地中間管理事業と地域集積協力金について説明  
具体的な事務手続きと今後のスケジュール案について説明

### 5 利用権設定書類の作成

同意の得られた農地について、必要情報を帳票作成システムに入力し利用権設定に必要な書類を作成

地区リーダー・役員へは、この利用権設定書類への耕作者または所有者からの記名・押印の徴収と書類の回収までお願いしている。

### 6 とりまとめ

役場で回収した書類の整理とチェックを行い農地バンクへ提出。その後、地域集積協力金の申請を行っている。

## 波及・推進活動で工夫した点

- ・事業対象者・地区へ積極的に優良事例を説明し啓発を行った。
  - ・未相続農地が多いことから、過半の同意徴収に向け相続関係者への協力依頼を丁寧にを行った。
- これらの工夫と努力により、地域の理解が進み、事業の推進に結びついた。

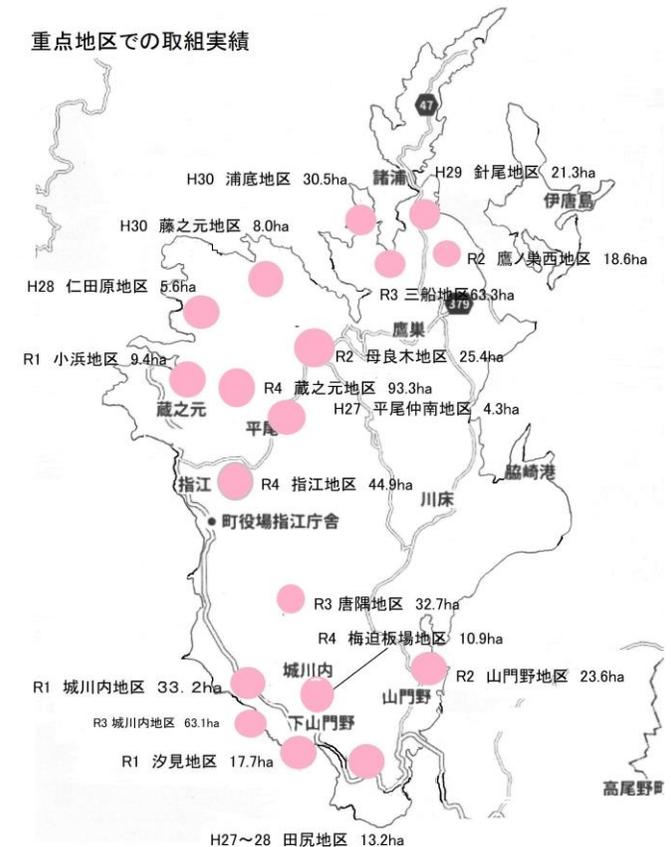
長島町農業集落の活動状況

項目	集落の寄回数		農地の保全活動をしている集落率		農地の保全活動をしていない集落率
	5回以下	6回以上	単独集落で	複数集落で	
行政区域					
県全体(※)	47.6%	45.0%	19.0%	13.5%	62.7%
長島町	29.7%	70.3%	9.4%	50.0%	40.6%
旧長島町	14.3%	85.7%	9.5%	38.1%	52.4%
旧東町	37.2%	62.8%	9.3%	55.8%	34.9%

※県全体では農地の無い農業集落が4.8%あるため合計100%になっていない

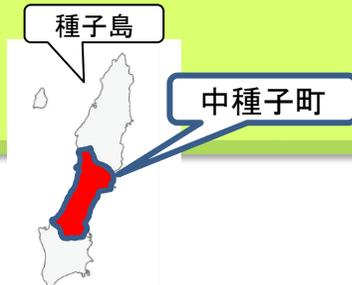
(2020年農林業センサス, 農山村地域調査)

重点地区での取組実績



くまげぐん なかたねちょう  
**⑪ 熊毛郡中種子町 役場・農業公社連携**

**町役場と(公財)種子島農業公社が連携して農地集積を推進**



**取組のポイント**

- ✓ 町役場と公益財団法人種子島農業公社が連携して農地中間管理事業を推進した。

**地区の概要**

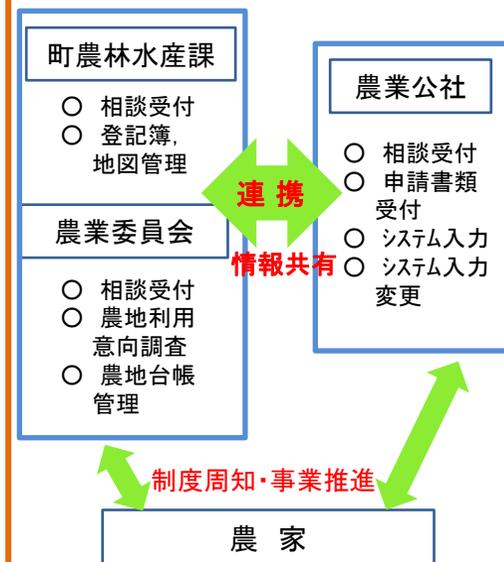
- ・種子島の中央部に位置し、北は西之表市、南は南種子町に隣接。さとうきびを基幹作物として、さつまいも、早期水稻、露地野菜、果樹、茶、花き等の栽培及び畜産が盛んに行われている。
- ・農業従事者の高齢化、新規就農者と担い手の確保、地域農業の維持等が課題となっている。

**取組の内容**

- ① 平成7年、財団法人種子島農業公社設立、平成22年、農地利用集積円滑化団体の承認を受け、農地利用集積円滑化事業を開始
- ② 平成26年、農地中間管理事業が創設され、中種子町役場農林水産課で業務委託を受託し、事業を開始
- ③ 令和2年度、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合一体化されるのを機に、農業公社でも農地中間管理事業の業務委託を受託し、町と連携して事業を推進
- ④ 役場は農業委員会と連携し、主に農家等からの相談対応、未収・未払者対応、登記簿・地図等の管理を、農業公社は主に申請事務であるシステム入力・変更等の事務処理を行っている。

**関係機関の取組**

～事業推進体制～



**取組の成果**

- ① 業務を分担することにより事務量が分散され、事業推進がスムーズに行え、現場に密着したこまめな対応が可能に。
- ② 農業公社は、農地利用集積円滑化事業で培ったノウハウ(担い手の情報や農地の条件等の現地情報の蓄積)を中間管理事業で発揮
- ③ それぞれの窓口で得た現場情報等を随時交換し、相互に共有することで、全体としての情報収集力が向上
- ④ 連携開始後、転貸面積が増加



## 農地中間管理事業活用者(担い手)からの“感謝のメッセージ”

鹿児島県農地バンクでは、「令和4年度担い手への農地の集積・集約化に向けた取組方針」に基づき担い手を訪問し、意向把握と農地中間管理事業の活用促進に努めています。担い手の皆様から届いた感謝のメッセージを紹介します。なお、経営品目・活用面積は取材当時の情報です。

農業生産法人(株)ゼロプラス  
代表取締役社長 松田 健さん



いちき串木野市 認定農業者  
露地野菜(レタス) 農地バンク活用面積9.2ha

事例No.2  
いちき串木野市川南  
地区の担い手農家

- ① 約10年前に縁もない土地で新規就農するに当たっては、農地中間管理事業は非常にありがたい制度であった。賃借料の支払いは口座振込で楽である。
- ② 基盤法は自分で契約書類を作成する必要があるが、中間法は市役所が手配してくれるので助かっている。
- ③ 農地バンクの活用実績等のおかげで、補助事業でトラクターとアタッチメントを導入することができた。
- ④ 農地所有者とは、地域活動に積極的に参加して交流を深めるとともに、信頼されるよう努めている。

農事組合法人白男の郷  
代表理事 梶原 孝次さん

始良市 認定農業者  
水稻 農地バンク活用面積12.8ha

- ① 平成16年に任意組織「白男お助け会」設立、同26年に法人化(組合員25人)。現在、組合員30人(60歳以上が過半)で、ほとんどが兼業農家。専業農家は1人。
- ② 農地バンクを活用してみて特に不便はない。市役所が契約等の手続きをしてくれる(印鑑もらいを含む)ので助かっている。
- ③ 農地バンクのことを契約農家以外はほとんど知らない。知らない農家に農地バンクの話を持ちかけて説明すると、大体が了承する。現在13ha弱だが、15ha位まではまとめられそう。



(有)サンフィールズ  
代表取締役 久木田 敬一さん



鹿屋市 認定農業者  
露地野菜 農地バンク活用面積18.9ha

- ① 農地中間管理事業は、賃借料の支払の手間が省けることと、間違いがないことが一番のメリット。基盤法、中間法ともに貸し借りに対する信頼関係に濃淡はない。
- ② 契約手続きは市役所の担当者や農業委員会の推進委員にお願いしており、行政側から所有者に説明してくれる。
- ③ 制度が創設されて10年経っていないが、激変する農業情勢の中で、農地バンクには農地集約への機能を果たしていただきたい。

南州エコプロジェクト株式会社  
代表取締役社長 森田 俊彦さん

肝属郡錦江町 認定農業者  
飼料作物（濃厚飼料）農地バンク活用面積2.8ha

- ① 令和3年7月に法人を設立し、約11haの農地で濃厚飼料用の子実用トウモロコシや大豆を栽培。全ての農地が正式に利用権設定済み。
- ② 県外出身の若手社員を積極的に採用し、基本的に植付けから刈取りまで自社直営で行う。
- ③ 垂水市、錦江町、南大隅町と包括連携協定を締結。農地バンクを通じて垂水市の遊休農地を借受け、大区画化を進行中。
- ④ 農業を通して地域人口や農業従事者を増やし、遊休農地の解消と地域活性化に貢献したい。



## 永野 大吉さん



大島郡和泊町 認定農業者  
さとうきび 農地バンク活用面積9.6ha

- ① 農業委員会事務局から農地中間管理事業を案内されたのがきっかけ。
- ② 事業活用前は、それぞれの所有者に賃借料を支払うだけでも手間がかかり大変だったが、活用後はすごく楽になった。農業委員会・農地バンクが事務手続きを仲介してくれるという契約上の安心感もある。
- ③ 今後も規模を拡大し、地域や従業員のために頑張りたい。将来的には、従業員が独立できるよう支援していきたい。

## 本 光夫さん

大島郡与論町 認定農業者  
飼料作物・繁殖牛 農地バンク活用面積5.3ha

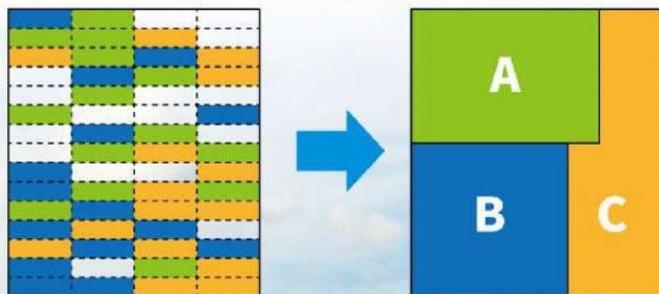
- ① 島の人口よりも牛の頭数が多いため、農地が不足している。貸し借りの話はお互いで決まる場合がほとんど（所有者から「借りてもらえないか？」と直接相談がくる）。
- ② 賃借料の支払時期を気に掛けなくて済み、所有者も公的機関の農地バンクが間に入ることで、安心して貸し借りできる。
- ③ 高齢化が進むと、農地バンクへの貸付けを躊躇する所有者が増えると予想される。せっかく良い事業なので、もっと所有者向けに制度のメリットをPRすれば、事業を利用したいと思う人が多くなるのでは。



農地を貸したい方、借りたい方、

# 農地の貸し借りは 「農地バンク」を (農地中間管理事業) 活用しましょう!

農地の集約化 (イメージ)



～農地を未来につなぐ～

農地バンクが農地の出し手と担い手の間に介在し、  
農地の再配分を繰り返し実施することで、  
地域における望ましい農地利用の状態を実現



鹿児島県農地バンク  
公益財団法人鹿児島県地域振興公社



Q1 勝手に農地を取られたりしませんか?

A1 期間満了後は必ず所有者に返還されます。所有権を移転するものではありません。再度、農地を貸したい場合は更新（利用権の再設定）も可能です。

Q2 どんな農地であっても、農地バンクは借りてくれるのですか?

A2 再生不能な遊休農地など、利用が著しく困難な農地等はお取扱いできません。原則、借り手のいる農地を借受けますが、借り手が見つからない農地は農地バンクホームページで情報発信することが可能です。

Q3 相続未登記農地は貸し借りできるのですか?

A3 法定相続人の持ち分の過半の同意があれば貸し借り可能です。

Q4 申し込みから契約締結までどれくらい日数がかかるのですか?

A4 貸付開始日は原則として毎月1日\*に設定しています。申込から契約締結までの所要月数はおおよそ2か月です。(※一部例外あり)

Q5 賃借料は誰が決めるのですか? 契約期間の途中で変更はできるのですか?

A5 賃借料は、その地域における同程度の整備状況等の農地の賃借料（以下、「地域標準賃借料」という。）を基本とし、所有者・耕作者間で協議の上設定していただきます。なお、賃借料の変更も可能ですが、地域標準賃借料が基本となります。

Q6 どこに相談や申込をすれば良いですか?

A6 各市町村農政担当課・農業委員会などで相談や申込が可能です。利用権設定後の変更（住所変更、口座変更など）も市町村窓口で手続き可能です。

Q7 貸した農地を契約期間の途中で返して貰えますか? また、農地を売買したい場合はどうすれば良いですか?

A7 契約期間の途中で解約を行うには、所有者・耕作者・農地バンクの3者の合意が必要となります。利用権設定を行った市町村農政担当課または農業委員会にご相談ください。また、農地の売買をご希望される場合には、農地のある市町村農業委員会にご相談ください。



- ◎農地の貸借期間は、貸付先の経営の安定・発展に配慮して、原則10年以上としています。
- ◎農地バンクが借受けし、耕作者が解約した後、原則2年を経過しても借受希望者が見つからない場合は、所有者に農地をお返しします。
- ◎農地バンクでは一定額以上の賃借料等のお支払いについて、法令により定められた法定調書を作成し、税務署へ提出しています。

# 農地中間管理事業の仕組み



- ・農地中間管理事業は、農地の貸し借りの方法です。
- ・農地バンクは県知事から指定を受けた公的な機関です。農地バンクが各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。(ご相談は市町村・農業委員会等の窓口で承ります。)
- ・賃借料は、農地バンクが徴収・支払を行います。(無償(使用貸借)での設定も可能です。)



※「農地バンク」とは・・・  
各都道府県に1つ指定された農地中間管理機構の通称です。  
農地バンクの業務の一部は、市町村・農業委員会、市町村農業公社に業務委託を行っており、事業推進する行政機関・団体等も含めて「農地バンク」と総称する場合があります。



## 事業を活用した方々の声



息子はいますが、農業には興味がないようです。以前から畑を荒らすよりは、借りた人がいるなら貸したいと考えていました。

そんな時、市役所からこの事業を紹介してもらい、集落の皆で話し合いをして、全体で事業を活用することにしました。地域全体の取組みが実を結び、事業を活用して良かったです。



農地所有者 Y さん  
(鹿児島市)

農地といっても人の財産なので、貸してもらうには信用を得ることが大事ですね。

事業活用前は、農地所有者と直接交渉するのに苦労していました。活用後は、役場が手続きの間に入って来て、お互い安心して貸し借りできています。



畜産経営者 U さん  
(大崎町)

年々足腰も弱り、畑の管理が負担で大変でした。集落の皆で話し合っって事業を活用することにしました。自分の農地が荒れることなくきれいに管理されているのを見ると嬉しいですね。

地域の若手農家が借りてくれて、とっても頼もしいです。



農地所有者 A さん  
(南九州市)

農地の貸し借りは正式に利用権を設定することが大事だと感じています。口約束では他に証明することもできませんね。事業を活用することで管理も支払も楽になりました。農業委員会や役場の協力が大変ありがたいです。

借りた農地は、従業員一同、愛情を込めて手入れをしています。



法人経営者 M さん  
(露地野菜)  
(大崎町)

### 【編集後記】

この度、地元の農業者（所有者・耕作者）や行政（県・市町村）、農業委員会、土改連、JA、土地改良区などの皆様が尽力され、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化に取り組まれた事例をとりまとめました。

本事例集の作成にあたっては、関係者の皆様に快く取材をお引き受けいただき、また、貴重な参考資料を提供いただきましたことに深く感謝申し上げます。

令和5年4月1日からは、農業経営基盤強化促進法等の一部改正法が施行され、地域計画策定に向けた話し合い活動（協議の場）が本格化されることと思います。

本事例集が、県内各地域での新たな取り組みの参考として活用され、皆様方の事業推進にお役立ていただければ幸いです。

令和5年3月発行

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社農地部  
(鹿児島県農地バンク)

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町4番3号

☎ 099-223-0223(農地部直通) FAX 099-227-9412

E-mail nouchi@kagoshima-kousya.jp